

資 料

保 存 期 間 : 5 年
(令和11事務年度末)
令 和 7 年 5 月 2 3 日

会社標本調査の見直しについて

国税庁企画課データ活用推進室

1 会社標本調査の見直しについて

前回（令和7年2月7日）検討会におけるご意見（従業員階級区分の抜粋）

- 資本金階級は、外形的に扱いやすいものの、会社のあり方が多様化したことにより、事業の規模を表す区分としてはふさわしくなくなっている。一方、従業員の規模は事業活動の規模と対応しているので、従業員階級区分による表章というのは、これからの企業統計における規模区分として、一つの流れを作るのではないか。
- 階級区分の定義にもよるが、例えば、「給与の支払がある従業員数」と定義するのであれば、給与負担のない出向者等のみで構成されている場合もあり、給与を支払っている従業員数が0人ということも考えられるため、「0人階級」も必要ではないか。「従業員」の定義を明確にすること。
- 中小企業基本法等による区分については、利用者がおり、真に必要ということであれば、本系列としては「○人未満」で表章しつつ、参考として「○人以下」を表章するという使い分けをするとよい。
- 階級区分については、業種ごとに異なる区分にすると集計表が複雑になるから、すべての業種で統一し、法人数が少ない区分においては秘匿するのはどうか。
- 秘匿については、利用可能性を狭めることになるため、秘匿する必要のない程度、集計表が複雑にならない程度に業種ごとに階級区分を設定してもよいのではないか。

2 従業員規模別の階級区分の追加

(1) 「従業員」の定義について

「従業員」の定義を以下のとおりとする。

その法人から給与の支払を受けた者で、法人の役員（取締役、監査役、理事、監事等）、正社員（雇用管理上において、正社員として処遇されている者）及び正社員以外（パート・アルバイト等、「正社員」として処遇されていない者）を含み、労働した日等によって算定され、その日ごとに支払われる給与の支払を受ける者（日雇労働者等※
丙欄適用者）を除く。

➤ 上記の定義による「従業員」数による階級区分を追加する。

役員を含むことから、
表章名を「（仮）給与所得者数階級」とする。

2 従業員規模別の階級区分の追加

(2) 給与所得者数階級の区分案

給与所得者数 階級区分	本系列	再掲
1	0人	0～5人
2	1～4人	0～20人
3	5～9人	0～50人
4	10～19人	0～100人
5	20～29人	0～200人
6	30～49人	0～300人
7	50～99人	0～400人
8	100～199人	0～500人
9	200～299人	0～900人
10	300～399人	0～2,000人
11	400～499人	—
12	500～999人	—
13	1,000人以上	—

【区分案の考え方】

- 給与所得者数は年の平均とする。
- 法令（中小企業基本法、中小企業等経営強化法等）による区分は再掲とする。
- 「給与所得者数階級」は、それぞれ「業種別」「資本金階級別」とのクロス表を作成する。
- 法人数が少なくなる区分については秘匿処理を行う。

2 従業員規模別の階級区分の追加

(3) 統計表のイメージ

第1表（総括表）

区 分	調査項目 1	調査項目 2	...
資本金階級	XXX	XXX	...
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
業種別	XXX	XXX	...
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
追加 給与所得者数階級	XXX	XXX	...
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	

第2表以降

業種別	調査項目 1	調査項目 2	...
資本金階級 (利益計上法人) (欠損法人) (合計)	XXX	XXX	...
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
業種別	調査項目 1	調査項目 2	...
追加 給与所得者数階級 (利益計上法人) (欠損法人) (合計)	XXX	XXX	...
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
資本金階級	調査項目 1	調査項目 2	...
追加 給与所得者数階級 (利益計上法人) (欠損法人) (合計)	XXX	XXX	...
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	
	XXX	XXX	

2 従業員規模別の階級区分の追加

(4) 本日、ご検討いただきたい内容

- 給与所得者数階級の階級区分案について

3 今後のスケジュール（案）

会社標本調査の見直しスケジュール（案）は以下のとおり。

項目	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
マイルストーン	令和5年度分 公表 ▼	令和6年度分 公表 ▼	令和7年度分 公表 ▼	令和8年度分 公表 ▼
会社標本調査 の見直し	✓すべての見直し項目を、<u>令和8年度分調査から反映。</u> ✓今後の税務行政のDX推進状況によりアップデートする。			改善反映
- 一部調査項目の全数調査化 - 勘定科目データを表章項目に追加 - 従業員規模別の階級区分の追加 - 調査対象法人の拡大	従業員階級の検討 全数調査化の検討、 表章項目（勘定科目）の追加検討	調査対象法人の拡大検討	処理フローの見直し 業務マニュアルの作成 統計表を作成する システムの改修作業 統計表の作成作業	